

<p>1 趣旨</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例（平成20年岩倉市条例第1号）第4条の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>【趣旨】 この条は、条例を制定する目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。 【解説】 この条例において設置及び運用を適切に行う防犯カメラを「安全安心カメラ」と位置づけ、第2条において定義しています。更に、岩倉市では、岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例第4条に規定する犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラの設置及び運用にあたっての設置者等の責務を明らかにして、市民等の権利利益の保護を図るとともに、安全安心カメラにより犯罪を効果的に防止し、もって「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち岩倉」の実現に寄与することを目的として、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例を制定します。</p>
<p>2 定義</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 安全安心カメラ 犯罪の防止を目的として、第5条第1項各号に掲げる者が特定の場所に継続的に設置して公共の場所を撮影する映像撮影装置であって、映像表示装置又は映像記録装置を備えるものをいう。 (2) 安全安心カメラ設置者 現に安全安心カメラを設置する者をいう。 (3) 安全安心カメラ管理責任者 安全安心カメラの管理及び運用を行う者をいう。 (4) 安全安心カメラ取扱者 安全安心カメラ設置者の指名により、安全安心カメラを取り扱う者をいう。 (5) 画像 安全安心カメラの映像表示装置により表示されたものをいう。 (6) 画像データ 安全安心カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、安全安心カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより特定の個人を識別できる可能性のある映像を含むものをいう。 (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。 (8) 市民等 岩倉市（以下「市」という。）に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p>	<p>【趣旨】 この条は、定義規定であり、この条例において重要な意義を有する用語や頻繁に用いられる用語についてまとめて規定し、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。 【解説】 第1号の安全安心カメラは、犯罪の防止を目的として、第5条第1項各号に掲げる者が特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像を表示する機能、又は記録する機能を有するものとします。金融機関や商業施設などに、犯罪を防止する目的で一般的に設置されている「防犯カメラ」と、この条例により設置及び運用の対象となるカメラを区別するため、「安全安心カメラ」としています。</p>
<p>3 基本原則</p>	<p>(基本原則) 第3条 安全安心カメラ設置者、安全安心カメラ管理責任者及び安全安心カメラ取扱者（以下「安全安心カメラ設置者等」という。）は、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、個人情報の保護に配慮するとともに、安全安心カメラにより効果的に犯罪の防止が図られるよう努めなければならない。</p>	<p>【趣旨】 この条は、理念規定であり、条例の基本原則を示すものです。 【解説】 安全安心カメラの効果的な設置により犯罪の防止に役立つ活用に努めなければなりません。一方で、「市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有すること」は重要な権利のひとつであることから、公共の場所に向けての安全安心カメラの設置及び運用については、特に慎重に取り扱わなければならないことを規定しています。</p>
<p>4 市の責務</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、安全安心カメラの設置及び運用に関し、個人情報適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>【趣旨】 この条は、市の責務規定であり、条例制定の基本原則である「個人情報の保護に配慮する」ために、市が果たすべき責務を規定したものです。 【解説】 「必要な措置」とは、個人情報が適切に取り扱われるよう、安全安心カメラの設置及び運用に関し、市はもとより、市以外の設置者に対し、必要に応じて指導や助言、意識啓発を行うものです。</p>

<p>5 設置運用基準</p>	<p>(設置運用基準) 第5条 次に掲げる者は、安全安心カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、安全安心カメラの設置及び運用に関する基準(以下「安全安心カメラ設置運用基準」という。)を定めなければならない。 (1) 市 (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者 (3) 市から安全安心カメラ設置に関する補助金の交付を受けようとする団体 2 前項の規定により安全安心カメラ設置運用基準を定めた者(市を除く。)は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該安全安心カメラ設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。 3 第1項の安全安心カメラ設置運用基準の内容は、この条例の規定に適合するものでなければならない。</p>	<p>【趣旨】 この条は、対象となる安全安心カメラの設置者を定め、条例制定の基本原則である「個人情報の保護に配慮する」ため、安全安心カメラ設置運用基準の届出義務等を規定したものです。 【解説】 《第1項》 安全安心カメラの設置運用基準の策定の責務を課す対象者を市、受託者、指定管理者、市から補助金を受けようとする団体としています。 《第2項》 策定した設置運用基準の市への届出の責務を課す対象者を、受託者、指定管理者、市から補助金を受けようとする団体としています。</p>
<p>6 安全安心カメラを設置しようとする者の責務</p>	<p>(安全安心カメラを設置しようとする者の責務) 第6条 前条第1項各号に掲げる者は、安全安心カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該安全安心カメラの設置目的を明確にすること。 (2) 撮影範囲は、前号の設置目的に照らして適切な範囲とすること。 (3) 撮影範囲内その他の見やすい場所に、安全安心カメラを設置している旨及び安全安心カメラ設置者の名称を表示すること。 (4) 安全安心カメラ管理責任者を置くこと。</p>	<p>【趣旨】 この条は、安全安心カメラの運用について、安全安心カメラを設置しようとする者の責務を規定したものです。 【解説】 第1号では、当該安全安心カメラの設置目的を明らかにすることにより、犯罪の発生が想定されない場所への安全安心カメラの設置を防ぎ、市民等の権利利益を侵害しないようにするものです。 第2号の「撮影範囲」とは、カメラで撮影される対象となる範囲のことです。安全安心カメラの撮影範囲については、設置目的を達成するため適切な範囲にとどめ必要以上に拡大しないようにします。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするため、十分な配慮が必要であることから、カメラの撮影範囲に制限を設けるものです。例えば、撮影範囲の不要な重複を避け、必要以上に広範囲の撮影を行わないようにすることが考えられます。 第3号では、安全安心カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設置者は撮影範囲内又はその周辺の見やすい場所に安全安心カメラを設置している旨及び設置者の名称を分かりやすく表示し、犯罪の防止効果を高めるものとします。 第4号では、設置者は、安全安心カメラの管理及び運用に係る責任者を置くこととします。管理責任者とは、設置者の組織における責任者など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、安全安心カメラの管理及び運用を行う者をいいます。</p>
<p>7 画像等の適正な管理</p>	<p>(画像等の適正な管理) 第7条 安全安心カメラ設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 安全安心カメラ設置運用基準を遵守し、安全安心カメラの適正な管理及び運用を行うこと。 (2) 画像及び画像データ(以下「画像等」という。)から知り得た市民等の情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。安全安心カメラ設置者等でなくなった後においても同様とする。 (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条第1項ただし書の規定により開示し、利用し、又は提供する場合においては、この限りでない。 (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。 (5) 画像等の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための安全対策の措置を講ずること。 (6) 第4号の規定による画像データの消去若しくは破砕、次条第1項ただし</p>	<p>【趣旨】 この条は、画像等の適正な管理に関して、設置者等の責務を規定したものです。 【解説】 画像データには多数の市民等の情報が含まれており、当該画像データから知り得た市民等の情報の漏えいがあるてはならないことから、画像データの取扱いについては慎重な対応を図らなければいけません。また、記録媒体の小型化や記録容量の増大、映像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、データの持ち出しや複製が容易な状況になっていることから、画像データ及び記録媒体については、個々の状況に応じて、厳重な取扱いをしなければいけません。 第4号では、画像データの保管期間及び当該期間を経過したデータの消去または廃棄について定め、保管期間は規則により記録した日の翌日から起算し7日間と想定しており、第8条ただし書の規定により画像等の開示、利用及び提供する場合は、必要な限度で保管期間を延長することができます。また、保管期間を経過したデータは速やかに上書きや消去または物理的に読み取りが行えないように破砕等した上で復元することができない旨を定めたものです。</p>

	書に規定する画像等の開示、利用若しくは提供又は第9条に規定する苦情の処理の状況について記録しておくこと。	
8 画像等の開示等の禁止	<p>(画像等の開示等の禁止)</p> <p>第8条 安全安心カメラ設置者等は、画像等を開示し、安全安心カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 安全安心カメラ設置者等は、前項ただし書の規定により画像データを外部に提供するときは、提供を受ける者に対し、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付し、及び漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>【趣旨】</p> <p>この条は、画像等の開示、目的の範囲を超えた利用及び外部提供の取扱いについて規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>画像等には、多くの個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重を期すべきであり、設置者は、原則として、画像等について開示や目的外利用、外部提供はできません。</p> <p>《第2項》</p> <p>外部提供をするときは、設置者が外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることとしたものです。</p> <p>「その他必要な制限」とは、画像データの取扱者の限定、利用後の廃棄・返却方法、外部提供を受けた者の第三者への再提供の制限等をいいます。</p>
9 苦情の処理	<p>(苦情の処理)</p> <p>第9条 安全安心カメラ設置者等は、その設置し、管理し、又は取り扱う安全安心カメラの管理及び運用に関し、市民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、安全安心カメラ設置者等が前項の規定による苦情（第5条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、不服を申し出ることができる。</p> <p>3 市長は、市民等から前項の規定による申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。</p>	<p>【趣旨】</p> <p>この条は、市民等からの安全安心カメラの設置及び運用に関する苦情の対応について規定しています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民等からの苦情については、まず設置者が適切に対処することとしています。また、市民等の権利利益の保護を図るため、設置者が苦情に対し、適切に対応しない場合は、市民等は、市に対しても不服の申出ができることとしています。その場合、市長は、事実の確認に努め、当該苦情の趣旨に理由があると認めるときは、速やかに適切な対応に努めることとしています。</p>
10 報告及び勧告	<p>(報告及び勧告)</p> <p>第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項の届出を行った者に対し、その設置する安全安心カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができるものとし、当該第5条第2項の届出を行った者は、これに応じなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、安全安心カメラ設置者に対し、安全安心カメラの設置及び運用の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第5条第2項の規定による届出を行わずに安全安心カメラを設置したとき</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による届出に係る安全安心カメラに関し、第5条から第8条までの規定に違反する行為があるとき</p> <p>(3) 前項の規定による報告を行わないとき</p>	<p>【趣旨】</p> <p>第10条及び第11条は、第10条第2項各号に掲げる者に関する市の対応について規定しています。報告、勧告及び公表の制度を設けることにより、適切な設置及び運用を図るものです</p> <p>【解説】</p> <p>市長は、第2項各号に該当すると認めるときは、安全安心カメラ設置者に対し、設置及び運用の中止、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。</p> <p>また、この勧告に従わない場合は、その事実を市民等に情報提供するため、公表することができることを規定しています。なお、公表する場合には、事前に意見書の提出等の機会を設けることとしています。報告を受けたことにより違反が認められた場合に、勧告および公表をすることにより、当該行為に適切に対処し、市民等の権利利益の保護を図るものとしています。</p>
11 公表	<p>(公表)</p> <p>第11条 市長は、前条第2項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。</p>	

12 規則への委任	(規則への委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	【趣旨】 この条は、この条例に規定する事項のほかに、条例の実施に関する細目的事項を定める必要がある場合は、市長が定めることを規定したものです。
--------------	--	--